

船舶事故調査報告書

平成28年1月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	操縦者死亡
発生日時	平成27年6月30日 17時10分ごろ
発生場所	神奈川県相模原市津久井湖（三井地先東方沖） 堂所山二等三角点から真方位043° 2,000m付近 （概位 北緯35° 35.5′ 東経139° 15.9′）
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、漂泊中、操縦者が落水し、死亡した。
事故調査の経過	平成27年7月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての操縦者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ミニボート（船名なし）、5トン未満 なし、津久井観光株式会社（A社） 2.98m×1.39m×0.39m、軽合金 電動船外機、1.5kW未満、平成2年8月
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 31歳 操縦免許 なし
死傷者等	死亡 1人（操縦者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 水象：湖面 平穏、水温 約22.0℃
事故の経過	本船は、操縦者及び友人（以下「同乗者」という。）1人が乗船し、平成27年6月30日06時30分ごろ釣りの目的で、A社の専用棧橋（以下「本件棧橋」という。）を出発した。 本船は、昼食をとるために12時00分ごろ一旦本件棧橋に戻り、13時30分ごろ再び本件棧橋を出発した。 同乗者は、釣りを終えて漂泊中、17時10分ごろ、操縦者が落水して行方不明となったので、A社に携帯電話で救助を要請した。 A社従業員は、救助に向かいながら警察に本事故の発生を通報するとともに知り合いの貸しボート業者に救援を要請し、本船に接舷した後、同乗者をA社のボートに移乗させ、操縦者を捜索しながら知り合いの貸しボート業者が来援するのを待った。

	<p>A社従業員は、来援した貸しボート業者のボートに同乗者を移乗させ、本船を同ボートにえい航させて本件棧橋に戻った。</p> <p>操縦者は、7月5日07時00分ごろ、釣り人によって三井地先東方沖で、手に釣り竿を持った状態で発見され、その後、溺死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)</p>
その他の事項	<p>本船は、電動船外機を備えた軽合金製のブラックバス釣り用の貸しボートであった。</p> <p>操縦者は、貸しボート業者であるA社から本船を借りて使用していた。</p> <p>操縦者がA社から本船を借りたのは初めてであったが、A社従業員は、操縦者が操船するのを見て操縦に慣れていると思った。</p> <p>A社従業員は、本船を貸し出す際、操縦者及び同乗者が救命胴衣を持参しているかどうか確認し、持っていなかったので着用するよう指示して貸し出した。</p> <p>操縦者は、13時30分ごろ本件棧橋を出発した時には救命胴衣を着用していたが、暑かったので途中で脱いでいた。</p> <p>操縦者は、発見時、Tシャツに半ズボンを着用し、スニーカーを履いていた。</p> <p>操縦者は、本事故当時、健康状態は良好のようであった。</p> <p>操縦者は、身長が約180cm、体重が約80～90kgあった。</p> <p>本事故発生場所の水深は、約9mであった。</p> <p>本船の船体には何かと衝突したような痕跡はなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>操縦者は、溺死した。</p> <p>本船は、津久井湖において、釣りを終えて漂流中、操縦者が落水したものと考えられるが、同乗者からの情報が得られなかったため、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者は、救命胴衣を着用していれば、本事故の発生を防止できた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、津久井湖において、釣りを終えて漂流中、操縦者が、落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>A社は、本事故後、次の再発防止策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣着用の徹底を図ることとした。 ・小型船舶操縦免許証を提示した者に限り、電動船外機を装備した

	<p>ボートを貸出しすることとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボート乗船中は常に救命胴衣を着用すること。
--	---

付図1 事故発生場所概略図



国土地理院 2万5千分の1地形図使用

写真1 本船

